

## 消防団員等公務災害補償等共済基金について

### イ) 消防団員退職報奨金

在職年数に応じ、次のとおり支給される。

(単位：千円)

階 級	勤 続 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(平成26年4月1日付以降に退職した消防団員に適用)

### ロ) 消防団員等公務災害補償制度

#### ①制度の目的

消防団員で非常勤の者が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合において市町村長は、消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。さらに、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な施策をするように努めなければならない。(消防組織法)

#### ②損害補償の種類

- a 療養補償      b 休業補償      c 傷病補償年金      d 障害補償      e 介護補償  
f 遺族補償      g 葬祭補償

### ハ) 自動車等損害見舞金支給事業 (平成14年4月1日施行)

消防団の災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を支給し団員の経済的負担を軽減することにより、団員の活動環境の整備を図るもの

#### 1) 支給事業の内容

##### ①自動車等の範囲

自動車又は原動機付自転車

##### ②自家用車(見舞金の対象となる「自動車等」)の範囲

ア 団員が所有する自動車等

イ 団員が所有する自動車等に準ずるものとして下記に掲げる自動車等

a 団員と生計を同一にしている親族(内縁関係にある者を含む)の所有する自動車等

b 団員又は①の親族が取締役をしている法人の所有する自動車等

c 団員、①の親族又は②の法人が割賦販売等で購入した自動車等で、その所有権が売主

d に留保されているもの

e 団員、①の親族又は②の法人が譲渡により担保の目的とした自動車等で、その所有権が担保権者に留保されているもの

##### ③見舞金の対象となる損害の範囲

- ア 災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに、緊急に自家用車を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた損害
- イ 平常時において、やむを得ず自家用車を消防団活動に直接使用し、又は使用させた場合において、その活動中に生じた損害  
(消防団の活動場所への単なる移動手段として使用する場合を除く)

## 2) 見舞金の適用除外

### ① 損害が故意又は重大な過失による場合

- ア 団員の故意によって生じた損害
- イ 無免許運転、酒気帯び運転等をしている際に生じた損害
- ウ 団員の運転により人（自動車等の運転者及同乗者を除く。）を死傷させた事故により生じた損害
- エ 事故により刑事訴追を受ける場合の損害

## 3) 消防団活動に必要な合理的な経路又は場所以外で生じた損害

### ① 見舞金の額

見舞金の額は、次表に掲げる修理費の額（その額が3万円未満の場合は支給しない）に応じて、同表に掲げる見舞金の額を支給する。

(単位：円)

修理費	見舞金額	修理費	見舞金額
100,000円以上	100,000	60,000～65,000	60,000
95,000～100,000	95,000	55,000～60,000	55,000
90,000～95,000	90,000	50,000～55,000	50,000
85,000～90,000	85,000	45,000～50,000	45,000
80,000～85,000	80,000	40,000～45,000	40,000
75,000～80,000	75,000	35,000～40,000	35,000
70,000～75,000	70,000	30,000～35,000	30,000
65,000～70,000	65,000		

## 財団法人日本消防協会が行なう福祉事業について

### 1) 火災共済

- ① 共済掛金は、一口1,000円とし1,500,000円の共済金を補償。
- ② B型火災共済（出資金200円が必要）1,000円を報酬から支払う  
「建物と動産」の配分は、常に4：1とする契約になります。  
(例) 10口・1,000円の掛け金の場合の建物と動産の配分金額  
共済金 1,500,000円 = 1,200,000円（建物）：300,000円（動産）

### 2) 消防個人年金

- ① 消防個人年金の特長  
※消防団員のための年金制度で、消防団員の福祉向上のために、給付額を特段に厚くしている。

- ② 年金の種類  
 ※10年確定年金（定額型、3%逦増型、5年前厚型）  
 ※15年確定年金（定額型）  
 ※10年保証期間付終身年金（定額型、3%逦増型）
- ③ 加入コース  
 ※税制適格コース  
 加入資格 …加入日現在満15歳以上満60歳未満の日本消防協会会員の消防団員・消防職員（払い込み期間が10年以上必要）
- ※自由選択コース  
 加入資格 …加入日現在満15歳以上満69歳未満の日本消防協会会員の消防団員・消防職員（払い込み期間が1年以上必要）

### 大分県消防協会会員互助会について

大分県消防協会会員が死亡又は職務上の傷痕、火災その他の災害により罹災した場合は、この規約により弔慰金、又は見舞金を贈呈するものとする。

公務上死亡した場合は、10万円

公務外死亡の場合は、勤続年数15年未満の者：2万円

勤続年数15年以上の者：3万円

見舞金・重度障害見舞金 … 職務により重度障害になった者：10万円

・傷痕見舞金 … 5日以上休業（入院または通院）日数×1,000円（30日限度）

・火災等見舞金 火災・その他の災害の全焼または全壊：10万円

### 消防団員福祉共済制度について

この制度は、消防団員等が死亡し又は障害を受けた場合に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする総合的な共済です。

給付内容

区 分	事 由	給 付 名 称	金 額 (円)	
死 亡	公務・公務外	遺族援護金	1,000,000	
	公 務	弔 慰 金	23,000,000	
		保育援護金	1人 250,000	
重 度 障 害 (障害の等級 1級又は2 級)	公務・公務外	生活援護金	1,000,000	
	公 務	重度障害見舞金	23,000,000	
		保育援護金	1人 250,000	
障 害 (障害の等級 3級～12 級)	公務・公務外	障 害 見 舞 金	3級～4級	500,000
			5級～6級	300,000
			7級～8級	180,000
			9級～10級	90,000
			11級～12級	60,000
入 院	公務・公務外	入院見舞金 (120日限度)	1,500 (7日以上入院で1日あたり)	

【お問合せ】

竹田市消防本部 総務課 消防団係

電話 0974-63-0119 (代表)